

<高校卒業後の就労可能な 在留資格への変更について>

この時期、来年3月に卒業する留学生を、在留資格「技術・人文知識・国際業務」や「特定技能1号」で採用するために、出入国在留管理局への申請を準備されている企業が多くあることと思います。

一般的な就労資格である在留資格「技術・人文知識・国際業務」に対する知識を持っている企業は多くあり、また、新しい制度である「特定技能1号」に対する知識についても、制度開始から5年が経過し、徐々に浸透してきていると感じています。

今回は、まだ、あまり知られていない制度について、ご紹介をしたいと思います。就労資格の親の扶養を受けて生活する、在留資格でいえば「家族滞在」で滞在している子女については、就職先から内定がもらえれば、来日の時期等により、高校卒業後、「定住者」又は「特定活動」の在留資格に変更できる可能性があります。この「定住者」、「特定活動」の在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」のように職務内容が制限されることもありませんし、「特定技能1号」のように出入国在留管理局への定期届出や支援業務も行う必要もありません。非常に活動できる幅が広い資格です。外食店舗で、日本人の高卒者と同じように問題なく勤務することも当然できます。

日本で小学校、中学校、高校を卒業した子女は「定住者」の資格への変更が可能で、日本で中学校と高校を卒業した子女、日本で高校を卒業した子女は、就労資格で滞在する親が身元保証人として在留している場合には「特定活動」への変更が可能です。但し、日本の高校のみを卒業した子女で、途中で日本の高校に編入したものは、更に、日本語能力試験 N2程度の日本語能力を有していることが条件となります。

以上が、基本的な内容となります。

詳しい内容は、出入国在留管理局のホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00122.html)

に記載がありますので、ご興味のある採用担当者は、ご覧いただければと思います。

アイム行政書士法人 <https://aim-office.or.jp/>

代表 宮本 政幸 (ORA 外国人雇用推進部門会メンバー)

【営業内容】

行政書士法人

外国人に関する業務

- 永住・帰化
- 投資ビザ(外国人の方が日本で会社を設立し経営)
- 就労ビザ等の外国人在留手続きなど 他

